



学校における「情報安全教育」は!?

長尾憲二郎 議員

情報に関する 安全教育は?

議員 氷川町内の小中学校児童のスマートフォンや携帯電話の所持率と所持数を学校教育課として把握できていますか。

また、その取扱い状況はどのような指導をされていますか。

学校教育課長

2月調査

の平成26年度、県の公立学校「心のアンケート」によりまずと、氷川町は小学校3校で調査回答児童639名中180名で所持率28・1%、中学校2校では、318名中79名で、所持率25・6%となっています。小中学校全体では、27・3%になっています。

次の取扱いや指導状況は、児童生徒の小中学校への持ち込みは原則的に禁止しております。

児童生徒の使い方によつては、メールやSNS等に関わるトラブルとして、いじめ、家出非行や犯罪に巻き込まれたり、夜遅くまで使用して、依

存症に陥ったり危険な道具にもなります。

また、長時間の使用により学力低下にもなりません。

児童生徒がスマートフォンや携帯電話を使う場面の多くは学校でなく家庭です。保護者と児童生徒がしっかりと話し合い、家庭でのルール作りが重要です。

小学校3年生以上の家庭内ルールがあるとの調査では、569名中344名で60・5%にとどまっています。

家庭のルールがあるとの調査では、大人が高く子どもが低いという結果が出ており、お互いの認識の差が大きく違う事が分かっております。

小中学校では、児童生徒向けやPTAの会議、事業参観等を利用した保護者向けに情報安全の専門家を呼んで携帯電話・スマートフォン等の危険性、家庭でのルール作り

等について講演を開催し、啓発活動を行っています。

また、八代地域の全小中学校、支援学校と警察と関係者で組織する八代生徒指導連絡協議会で、スマートフォン・携帯電話に関する申し合わせ事項を小中学校から保護者へ通知しております。

その内容は、①必要のない携帯電話やスマートフォンを子どもに持たせない。②学校には原則として持たせない。③契約時には親子で使用ルールを作り、有害サイトの閲覧を制限するフィルタリングサービスを受ける。④午後9時以降の使用は原則禁止に、親が預かるように強く呼び掛けていきます。

児童生徒の学力向上からも情報教育の充実を図っていく必要があります。児童生徒を守るには、家庭、学校だけでなく行政や地域社会が一体となって連携した取り組みが必要とされます。

青少年育成町民会議や氷川町いじめ問題対策連絡協議会等でのこの問題について情報共有や啓発などの取り組みを行って

行きたいと思えます。

議員 有害サイトを使う件数は把握出来ていますか。

学校教育課長 有害サイトへのアクセスの件についてですが、今回調査では、把握は出来ておりません。有害サイトのアクセスに関して安全面から調査を取り組んでいきます。

議員 教育長にお尋ねします。教育長の立場で、今後の方針や抱負をお願いします。

教育長 学校における情報安全教育の視点で、全体的に述べさせて頂きます。

子どもたちの安全教育の視点で考えた時、交通安全の教育、防災から守る防災教育が今まで学校教育が主な安全教育でした。質問がありましたように、今、本当に情報安全教育が、大きな課題になっています。

昨年5月に県南地区の女子高生の尊い命が失われた悲惨な事件、また、川崎市の中学生の、先般事件が発生しましたが、いつでもどこでも起き得る可能性のある事件であ

ると思えます。しっかりと危機意識をもちまして取り組みを進めます。

子どもの命を危険から守る点で、学校は安心安全な場所で、現在、各学校では、今まで生徒指導主事という担当者がいましたが、今後は情報安全教育担当の専任を設けてしっかりと情報を把握する。それからもう一つは、各学校のトラブルに対して相談窓口を設置するように取り組みを進めていきます。保護者ともしっかりと連携を図りながら、これまで以上に指導の充実を図り家庭ルール作りとまた、大変心配しますが、不登校、いじめの重大事案に発展する不適切な書き込み等もありますので、実施の徹底を委員会としても学校をしつかりと支えて行きます。

今、考えていますのは、一つには現状を町民の皆様方に広報誌等を通してお知らせして、課題を共有して頂き、町ぐるみで子どもたちを守りたいと思います。